

各指定自立支援医療機関
(更生医療・育成医療・精神通院医療) 代表者 様

京都府健康福祉部障害者支援課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度指定自立支援医療機関に係る自己点検の実施について (依頼)

平素は本府の障害福祉行政に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴医療機関におかれましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。) に基づき指定自立支援医療機関に指定されておりますが、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化を図るため、その状況を把握する必要があります。つきましては、京都府ホームページに掲載の自己点検票により自己点検を実施いただき、下記のとおり点検結果を御提出願います。

なお、提出いただいた自己点検結果を踏まえ、別途実地指導を行う場合がありますのであらかじめ御承知願います。

記

- 1 提出書類 自己点検票
- 2 提出先 医療機関の所在地を管轄する府保健所福祉課 (提出先一覧参照)
- 3 提出期限 令和 8 年 9 月 30 日 (水)
- 4 その他
 - ・自己点検票及び各種届出様式については、下記のとおり、京都府 HP からダウンロードをお願いします。
【トップページ > 子育て・健康・福祉 > 福祉・高齢者・障害者支援 > 障害者支援課の業務について > 指定自立支援医療機関の指定について > 令和 8 年度自己点検について】
(京都府 HP (令和 8 年度自己点検について) :
<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/zitirushieniryou/zikotennkenn/r8-zikotenkenn.html>)
 - ・更生・育成医療、精神通院医療の両方で指定を受けている場合は、両方の様式をご提出ください。
 - ・名称、所在地、主たる担当医師や薬剤師等に変更があった場合は、法第 64 条の規定により都道府県知事に届け出る必要があります。京都府 HP 掲載の指定

自立支援医療機関の一覧を御確認の上、変更があった場合は速やかに手続きをお願いします。

(京都府 HP (指定自立支援医療機関の一覧) :

<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/1317033289224.html>)

- ・医療機関を廃止された場合は廃止届を提出してください。また、今後自立支援医療を行わないために指定を辞退されたい場合は、辞退しようとする日の1か月前までに辞退届を提出してください。

以上

担当	更生・育成	福祉サービス・障害児支援係 075-414-4600
	精神通院	認定・精神係 075-414-4606

提出先一覧

名称	所在地	電話番号	所管地域
乙訓保健所 福祉課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8	075-933-1154	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所 福祉課	〒611-0021 宇治市宇治若森7番地の6	0774-21-2193	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南保健所 福祉課	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1	0774-72-0979	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所 福祉課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0361	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所 福祉課	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地	0773-22-5766	福知山市
中丹東保健所 福祉課	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23	0773-75-0856	舞鶴市、綾部市
丹後保健所 福祉課	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4302	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町